

2. 効率的・効果的な事業の推進

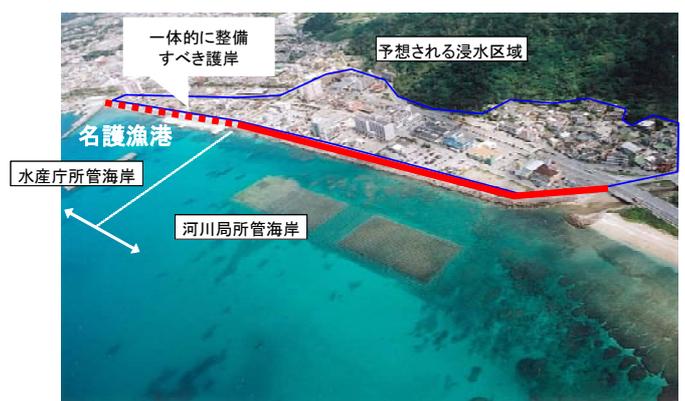
○異なる所管海岸を一連施設として整備する制度の活用(海岸法第40条第2項)

海岸法では、国土交通大臣と農林水産大臣が協議して、1大臣が一連施設として所掌する仕組みが規定されている。この法規定を適切に運用し、事業の連携を図るとともに今後も当該制度の活用を積極的に推進する。

北海道松前(館浜地区)海岸



沖縄県東江海岸



異なる所管の海岸保全施設の整備を協議の上、国土交通省(河川局)所管で一体的に事業を実施

○設計・施工を見直すことによるコスト縮減の実施

直立堤を整備するにあたって、プレキャスト部材で施工することにより工期を短縮したことで冬期風浪期間における施工を回避し、大規模な仮締切を不要とした。

【石川県 石川海岸】



大規模な仮締切による施工

約17%コスト縮減



プレキャスト部材 設置状況

○総合的な土砂管理対策の推進

山地から海岸まで一貫した総合的な土砂管理の視点からの取り組みについて、関係機関が連携して推進する必要がある。



○砂浜の安定化への新たな取り組み

砂浜の海岸保全施設の指定に向けた取り組みとして、細粒砂ではなく、粗粒砂を用いた養浜を実施し、砂浜の安定化を図る。【茨城県 鹿嶋海岸】

